

第6章 方法書についての意見と事業者の見解

6.1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

6.1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和4年3月31日（木）

(2) 公告の方法

1) 日刊新聞紙による公告

令和4年3月31日（木）付の下記日刊新聞紙に公告を掲載した。

- ・読売新聞 富山13版29面
- ・北日本新聞 6面
- ・富山新聞 15面

2) インターネットによるお知らせ

当社のウェブサイトに掲載した。

- ・当社ウェブサイト <https://www.rikuden.co.jp/press/attach/22033001.pdf>

(3) 縦覧場所及び縦覧期間

関係地域を対象に、以下に示す7箇所にて縦覧を行った。また、当社のウェブサイトにおいてインターネットによる公表（電子縦覧）を行った。

1) 地方公共団体庁舎等での縦覧

- ・富山県庁 環境政策課（富山県富山市新桜町5番3号）
- ・朝日町役場 企画政策課（富山県下新川郡朝日町道下1133）
- ・入善町役場 企画政策課（富山県下新川郡入善町入膳3255）
- ・共生の里さゝ郷（富山県下新川郡朝日町笹川2055）
- ・カルチャーセンターみやざき（富山県下新川郡朝日町宮崎1196）
- ・関の館（富山県下新川郡朝日町境1561）
- ・北陸電力(株) 新川支店（富山県魚津市江口504番地）

2) インターネットの利用による公表（電子縦覧）

- ・当社のウェブサイト

https://www.rikuden.co.jp/info/kankyoeikyou_huuryoku.html

3) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和4年3月31日（木）から令和4年5月9日（月）までとした。

縦覧時間は、各所の開庁・開館時間に準じた。電子縦覧は、終日アクセス可能な状態とした。

4) 縦覧者数

関係自治体の庁舎等における縦覧者数は、7名であった。

(内訳)

・富山県庁 環境政策課	: 0 名
・朝日町役場 企画政策課	: 3 名
・入善町役場 企画政策課	: 0 名
・共生の里さゝ郷	: 0 名
・カルチャーセンターみやざき	: 3 名
・関の館	: 1 名
・北陸電力(株) 新川支店	: 0 名

(4) 方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会開催の公告は、方法書の作成、縦覧等に関する公告と同時に行った。

1) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

開催日時：令和4年4月10日（日） 17時30分～19時00分

開催場所：朝日町文化体育センター（サンリーナ）（富山県下新川郡朝日町越306番地）

来場者数：21名

(5) 方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受けた。

1) 意見書の提出期間

令和4年3月31日（木）から令和4年5月23日（月）までとした。

（郵送による意見書は当日消印まで有効とした。）

2) 意見書の提出方法

意見書の提出は、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・紙面による事業者への郵送

3) 意見書の提出状況

意見書の提出は13通、意見総数は24件であった。

6.1.2 方法書についての意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項及び「電気事業法」第46条の6の規定に基づく、方法書についての環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は表 6.1-1 に示すとおりである。

なお、環境影響評価手続きにおける方法書審査において、経済産業省、富山県及び朝日町に事業者の見解を提出しているが、準備書のとりまとめにあたり、見解の内容の一部修正等を行った箇所はゴシック体で示した。

表 6.1-1 (1) 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

富山県在住 A氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電機の概略図より基礎工事の関係(形状・深さなど)が心配である。	施設の基礎構造を含む土木計画は現時点では検討中であり、今後の各種調査、設計において決定します。また、基礎工事等の内容は準備書以降の手続きにおいてお示しいたします。 <u>施設の基礎構造を含む土木計画に関しては、準備書「第2章 2.2 対象事業の内容」に記載しました。</u>

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

表 6.1-1 (2) 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

富山県在住 B氏

No.	意見の概要	事業者の見解
2	風況はやはり期待した数値ではないようですが、一刻も早い建設、稼働を期待します。一番の問題は鳥類の生態系ですが、共存共栄です。自然保護団体の対応を上手にしてください。	現在観測中の風況データ等から、開発可能性について、今後検討して参ります。 鳥類の生態系については、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づき、適切に調査、予測・評価を進めて参ります。 <u>鳥類及び生態系については、専門家の助言を踏まえつつ、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づいて調査、予測及び評価を行い、準備書「第10章 10.1.4 動物、10.1.6 生態系」に記載しました。</u>

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

表 6.1-1 (3) 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

富山県在住 C氏

No.	意見の概要	事業者の見解
3	「環境影響評価方法書」をみましたが、鳥類の渡りのルートは私たちのデータとだいぶちがっているように思います。	方法書段階の調査結果は、既存文献等に基づく内容となります。渡り鳥のルート等については、今後詳細な現地調査を実施します。 <u>鳥類については、専門家の助言を踏まえつつ、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づいて調査、予測及び評価を行い、準備書「第10章 10.1.4 動物」に記載しました。</u>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

表 6.1-1 (4) 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

富山県在住 D氏

No.	意見の概要	事業者の見解
4	・鳥帽子林道展望台附近の情報がありませんが ・バードストライクの対処方法は？ ・本書 p357 の結果は？	バードストライクの対処方法については、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討して参ります。 また、p357（動物（鳥類））の結果につきましては、準備書以降の手続きにおいてお示しいたします。 <u>鳥類については、専門家の助言を踏まえつつ、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づいて調査、予測及び評価を行い、準備書「第10章 10.1.4 動物」に記載しました。</u>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

表 6.1-1 (5) 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

富山県在住 E氏

No.	意見の概要	事業者の見解
5	■ 1. 表 6.2-35 環境要素区分の残土における「予測の基本的な手法」は、対象を発生量及び再使用量としていますが、着眼点を安全にも向けた予測をして頂きたい。また、対象区域の方法書段階では残土の土捨て場候補地を東側に拡張しています。残土は計算上でも多く出て、残土による盛り土の可能性があるのでないですか。 昨年（2021 年 7 月 3 日）盛り土による大きな災害が、熱海市伊豆山地区で有り、死者が 27 名でています。人災とも云われています。現在、政府は盛り土規制法案の成立を目指しています。一方富山県では、法案を見ながら条例制定を検討する方向です。 これらを鑑みると、予測の基本的手法に「残土の現地調査、残土の管理履歴」を考慮した環境保全措置で予測を行うように変更して頂き、評価の予測を行って下さい。そして予測の評価については、フォトモンタージュ法で「見える化」を行い、次回（環境影響評価準備書の手続き）の住民説明会で発表をお願い致します。	残土処理計画については、現在検討中ではありますが、対象事業実施区域内で処理する方針のもと、より安全な土捨て場確保の観点から、方法書段階で対象事業実施区域の東側を拡張いたしました。なお、土捨て場盛土の安定性については、土砂災害が発生しないよう今後調査設計を進めてまいります。 発電所に関する設計、計画については、準備書段階で説明させていただきます。 <u>残土処理計画を含む土木計画に関しては、準備書「第 2 章 2.2 対象事業の内容」に記載しました。</u> <u>造成工事においては、切土及び盛土の土量収支の均衡を行い、残土の発生量の低減に努めるとともに、残土は、対象事業実施区域内の土捨て場における造成等に使用し、原則として対象事業実施区域外への搬出は行わない計画です。盛土等を実施する場合は、盛土規制法を遵守いたします。</u> <u>今後、準備書の説明会において、ご説明します。</u>

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

No.	意見の概要	事業者の見解
6	■ 2. 風車から発生する「低周波音」が人体に及ぼす影響で、体調不良（睡眠不良、頭痛、疲労感）を訴える住民が存在すると、海外（アメリカ、カナダ、オランダなど）では報告されています。 日本では環境省_低周波音問題に関するQ&A：大気環境・自動車対策より・・・（Q10）：風力発電から、低周波音が出て健康や生活環境に影響があると聞きましたが、本当ですか？ （A10）：「風力発電施設から発生する超低周波音、低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」となっています。が、検討会報告書では、生活環境を保全する観点から騒音の目安を定めるべきとされ、環境省により指針が定められています。 以上の事を念頭において考えると、人の主観と指針値との『ずれ』が発生する可能性が考えられます。適切な指針値を決定する前に現在、稼働中の風力発電施設（福浦風力 2.16 万 kW、三国風力 0.8 万 kW）の事業実施区域における住民や関係者（風力発電施設での従事者など）の風車に対する苦情・課題などを調査すべきと思います。 そして、あさひ風力発電施設の適切な低周波音の指針を設定して下さい。適切な指針は騒音レベルは低いですが、より耳につきやすく、わずらわしさ（アノイアンス）の予防に繋がります。 指針値とアノイアンスの相関関係も考慮した上で指針値の決定を行って下さい。よろしくお願いいたします。	ご意見ありがとうございます。頂いたご意見を参考に参ります。 なお、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（風力発電施設から発生する騒音等の評価方法に関する討論会 平成 28 年 11 月）によると、これまでに国内外で得られた科学的知見を踏まえると、風車騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられ、超低周波音・低周波音と健康影響についても明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。本事業では住民の皆様のご意見等に配慮して「超低周波を含む低周波音」についても調査・予測を行い、圧迫感や不快感、睡眠影響について評価を行います。 指針値につきましては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、2017 年 5 月）に基づき、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものとし、残留騒音に 5 dBを加えた値といたします。（ただし、残留騒音が 30 dBを下回る場合は下限値 35 又は 40 dBを指針値といたします。） <u>低周波音については、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づいて調査、予測及び評価を行い、準備書「第 10 章 10.1.1 大気環境」に記載しました。</u>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

表 6.1-1(6) 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

富山県在住 F氏

No.	意見の概要	事業者の見解
7	イヌワシなど鳥類への影響が危惧されます。県内で現地調査をしている自然保護団体の意見もきちんと聞くようにして下さい。	引き続き、環境影響評価の手続きの中で、ご意見を頂戴したいと存じます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

表 6.1-1(7) 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

愛知県在住 G氏

No.	意見の概要	事業者の見解
8	大規模の再生可能エネルギー発電設備建設に反対です。 大規模になると、その建設のために一定の森林伐採などの自然破壊をすることになります。大きな森の一部分を壊すだけだから問題ないと思われるかもしれませんが、そこには元々住んでいる生き物たちがいて、直接住んでいる場所を奪われ個体数が減少し、その生き物を捕食する動物もその影響により減少し、坂を転がるように絶滅してしまうかもしれません。 今ある森を切り崩すことは、今まで散々人間の開発の犠牲となりながらも細々と逞しく生き残ってくれた野生生物に大きなダメージを与えることになります。 建設を予定するのであれば、時間を掛けて徹底的に検証を行って、建設しても問題ないと地域住民や希望する人に報告や取り組み方など丁寧な説明を納得できるまで何度もお願いします。 あさひ風力発電所予定地は渡り鳥の飛行ルートです。 風のいい場所は渡り鳥も使います。風車があることでルートを歪めてしまったり飛行する風にも変化が起こり悪い影響を起こしたり命の危険にさらすかもしれません。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘の通り、再生可能エネルギー事業は開発行為ですので、環境への影響が懸念されます。 それらの環境影響について、調査・予測・評価を行って、環境への影響を可能な限り小さくする手続きが、環境影響評価となっております。 まずは、環境影響評価を適切に行ったうえで、事業計画に反映させることにより、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。引き続き、地域住民の皆様にも丁寧な説明を行って参ります。 <u>方法書届出以降、環境に配慮した事業計画の検討、関係機関や地元自治体等との協議を踏まえて事業計画の熟度を高めました。</u> <u>準備書の作成にあたっては、方法書段階の対象事業実施区域の東側の一部を動物の重要な種の生息に配慮して除外するなど、対象事業実施区域や改変区域を環境に配慮して削減するように努めました。検討した対象事業実施区域や改変区域等の事業計画は、「第2章 2.2 対象事業の内容」に記載しました。</u> <u>動物、植物及び生態系については、専門家の助言を踏まえつつ、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づいて調査、予測及び評価を行い、準備書「第10章 10.1.4 動物、10.1.5 植物、10.1.6 生態系」に記載しました。</u>

No.	意見の概要	事業者の見解
8 (続き)	大規模な風力発電所には反対しかありません。そしてあさひ町は絶滅が危惧される貴重な鳥類の生息地で、猛禽類も数種が混在していることを確認出来る貴重な環境です。 風力発電機は猛禽類の天敵です。 風力発電機の羽に当たって怪我や死亡するケースが多々あります。なぜ俊敏で目のいい猛禽類が発電機の羽に当たるのか不思議だったのですが、猛禽類は視覚に優れていますが、生態系では捕食者の頂点であるため自分が攻撃されることは想定しておらず、自分より上の視界に対しては盲点になるそうです。 地域住民や猛禽類を調査している専門家への聞き取りはされたのでしょうか？絶対反対されると思うのですが・・・。 今ある自然を破壊し、生態系を壊して作る大規模の風力発電や他の再生可能エネルギー発電施設は本末転倒でしかないと思います。 再エネ発電施設の利用は、小規模建設で地産地消を望みます。 そもそも、今ある再生可能エネルギー発電施設だけで日本の電力供給は追いついているそうなので、これ以上大規模な発電所は作る必要はないと思っています。 余剰の電気を足りないところへ届ける送電網を整備すれば電力が足りないことはないそうで、送電網の整備と電力会社の融通と話し合いで電力問題は解決できるようです。 電力は足りているのだから自然を破壊してまで作る必要性があるように思えません。今ある自然環境を大切にしたいです。 建設の白紙を考えて頂けるように願います。	<u>今後、準備書の説明会において、ご説明します。</u>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

表 6.1-1(8) 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

団体 A

No.	意見の概要	事業者の見解
9	1 対象事業実施区域の位置の見直しについて 風力発電施設（以下、風車という）の建設を計画している対象事業実施区域（以下、計画地という）は、環境省のレッドリストで絶滅危惧 IB 類に、また、富山県の絶滅のおそれのある野生生物「レッドデータブックとやま 2012」で絶滅危惧 I 類に指定されているイヌワシとクマタカの生息地と重なっている。また、ハチクマやサシバといった希少猛禽類やその他の鳥類における、富山県と新潟県をつなぐ貴重な渡りのルートでもある。貴社による風車の建設はこれらの鳥類の生息に重大な影響を及ぼすと考えられるため、計画地は風車の建設場所としては不適切であり、計画地の選定位置の見直しを求める。	ご意見ありがとうございます。 対象事業実施区域におけるイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息状況及びその他の鳥類の生息状況は現地調査の実施により把握いたします。また、現地調査結果に基づき、本事業の実施に伴う鳥類への影響を適切に予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討して参ります。 <u>準備書の作成にあたっては、方法書段階の対象事業実施区域の東側の一部を動物の重要な種の生息に配慮して除外するなど、対象事業実施区域を環境に配慮して削減するように努めました。検討した対象事業実施区域等の事業計画は、「第 2 章 2.2 対象事業の内容」に記載しました。</u> <u>動物については、専門家の助言を踏まえつつ、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づいて調査、予測及び評価を行い、準備書「第 10 章 10.1.4 動物」に記載しました。</u>
10	2 希少猛禽類の調査について 方法書では希少猛禽類の上位性注目種として、「クマタカ」を選定しているが、計画地では、より貴重で絶滅が危惧されている「イヌワシ」の生息も確認されている。今回の風車の建設によってバードストライクが生じ、また、工事や障壁影響により生息地の放棄といった影響が発生することが危惧される種である。 県内には全国的にも著名なイヌワシの生態等に詳しい専門家が居住され、今も熱心に調査活動をされているにもかかわらず、ヒアリングでは、その専門家から意見を聞くことなく、県外の大学教員から一般的な話を聞くというヒアリングは妥当性を欠いていると言わざるを得ない。 風車建設によるイヌワシ等猛禽類のバードストライクや生息地の放棄といった影響を回避、低減するという観点から、地元のイヌワシの専門家からの具体的な意見を聞いたうえで、調査方法を構築すべきものとする。	予備調査において、対象事業実施区域付近でイヌワシ、クマタカ等の飛翔を確認しています。 クマタカは、生態系の上位に位置していること、哺乳類、鳥類、爬虫類等の多様な餌生物を利用する高次捕食者であること、年間を通じて生息していること、対象事業実施区域及びその周辺を繁殖地、餌場等の主要な生息地として利用していること等の理由から、上位性の注目種に選定しています。 鳥類等の調査方法については、公的機関や大学に属する専門家のご意見を反映し、方法書に記載しております。

No.	意見の概要	事業者の見解
11	3 渡り鳥の調査期間について 方法書では、鳥類の渡り時の定点観察調査として、「春渡り期 10 回（3 月中旬～6 月中旬）、秋渡り期 9 回（8 月下旬～11 月中旬）の計 19、各回 2 日間程度」で行うとなっているが、この調査では、実質 1 か月に 2、3 回の調査を一通りするだけになる。鳥類の渡りは、繁殖状況や天候によって、また、年によってもピークの時期や期間が変わることが知られている。よって、この程度の調査では、ハチクマやサシバといった猛禽類をはじめ、カシラダカやマヒワ、マミチャジナイなどの小鳥類、ハクチョウ類・ガン類・カモ類までの渡りの状況を把握することは困難である。計画地は、県内でも貴重な渡りルートであることを考慮して、計画地周辺の渡り鳥の状況に詳しい者の意見も参考にしながら、より詳しいデータが得られる調査日程を組むべきである。	ご意見ありがとうございます。 渡り鳥の調査計画については「鳥類等に関する風力発電施設立地最適化のための手引き」（環境省、平成 27 年）に準拠し設定しております。 また、猛禽類調査の調査計画については「猛禽類調査の進め方（改訂版）」（環境省、平成 24 年）、「サシバ保護の進め方」（環境省、平成 25 年）に準拠し設定しております。 鳥類等の調査方法については、公的機関や大学に属する専門家のご意見を反映し、方法書に記載しております。 <u>渡り鳥の調査計画については「鳥類等に関する風力発電施設立地最適化のための手引き」（環境省、平成 27 年）の p3-17～35 に記載されています、猛禽類等の渡り経路及び集団集結地に関する記載を参考に、調査時期及び期間を設定しました。</u>
12	以上、配慮書に対する意見書でも書いたが、より詳しい専門家と真剣に協議したうえで、計画地およびその周辺において、経産省の発電所に係る環境影響評価の手引や環境省の鳥類等に関する風力発電立地適正化のための手引にあるような一般的な環境影響評価よりも、詳しく正確な調査の実施を求める。 貴社においても、風車の建設にあたり、鳥類の生息環境を的確に把握し、地域の優れた自然環境と生物多様性が失われないよう、影響の少ない場所を再検討するなどの対応をとることを強く求めるものである。	ご意見ありがとうございます。 引き続き、専門家の助言を踏まえつつ、鳥類の生息状況の把握に努め、現地調査及びヒアリング等で入手した情報に基づき、本事業の実施に伴う鳥類への影響を適切に予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討して参ります。 <u>動物については、専門家の助言を踏まえつつ、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づいて調査、予測及び評価を行い、準備書「第 10 章 10.1.4 動物」に記載しました。</u>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

表 6.1-1 (9) 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

団体B

No.	意見の概要	事業者の見解
13	1. 上位性の注目種の選定について 何ヶ月にも及ぶ貴社の本事業の猛禽類調査においても、当然、イヌワシが確認されていると思われるが、本方法書ではクマタカのみを上位性の注目種に選定している。計画地には、富山県内に 5 ペアのみとなっているイヌワシが生息していることから、上位種を「イヌワシとクマタカ」の両種とし、イヌワシを最重要種として特に注意し扱う必要があると考える。	予備調査において、対象事業実施区域付近でクマタカの飛翔を確認しています。 クマタカは、生態系の上位に位置していること、哺乳類、鳥類、爬虫類等の多様な餌生物を利用する高次捕食者であること、年間を通じて生息していること、対象事業実施区域及びその周辺を繁殖地、餌場等の主要な生息地として利用していること等の理由から、上位性の注目種に選定しています。 なお、イヌワシについても、生態系の上位種として認識しており、現地調査において対象事業実施区域における生息状況・利用状況を把握し、事業の実施によるイヌワシへの影響を予測・評価して参ります。 <u>クマタカ、イヌワシ等希少猛禽類の現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺ではクマタカの複数つがいの生息を確認しております。一方、イヌワシについては、調査期間を通して観察頻度が高くないことから、事業実施区域を主要な生息場として利用していないと考えられます。</u> <u>また、生態系の上位性の注目種選定については、対象事業実施区域及びその周囲の生態系において食物連鎖の上位に位置し、周年生息が確認できること、対象事業実施区域及びその周囲を繁殖地、採食地等の主要な生息地としていること等を基準としています。</u> <u>この基準及び現地調査結果を基に選定した結果、条件項目に最もよく適合したクマタカを、上位性注目種に選定しました。</u>

No.	意見の概要	事業者の見解
14	2. ブレードへの衝突死のリスクおよび当該ペア消滅の危険性 ■■■（以下、■■■とする。）のこれまで20年以上に及ぶイヌワシ調査でも、当該ペアが計画地周辺を重要な狩場のひとつとして利用している事が確認されている。また、添付資料の通り2021年10月に実施した1日のみの調査においてもイヌワシが採餌や狩りを行う行動が観察された。 ブレードとイヌワシとの衝突事故は、2008年に岩手県の釜石広域ウインドファーム（以下、釜石とする）において実際に発生している。この事故は、死亡した雌イヌワシの持つ営巣地から18kmも離れた地点における事故であった。しかし、当該ペアの営巣地と本事業計画地の距離は、釜石の事例よりはるかに近い。従って、衝突リスクはより大きいと考えられる。なお、本事業地においてイヌワシの衝突事故が起これば、当該ペアを消滅に追いやってしまう可能性は格段に大きくなると考える。 また、本事業計画地は、当該ペアの重要な狩場のひとつになっていることから、本事業の工事および施設の稼働は、狩場の減少による餌不足を促進させ、当該ペアの繁殖成功率を低下させる可能性が高い。さらに、施設稼働によりこれらの状況が長期間続くことから、風車への衝突が避けられたとしても、狩場を減少させ当該ペア自体の消滅を招く危険性もあると考える。このことは、現在5ペアにまで激減する富山県内のイヌワシの状況をさらに悪化させる事に繋がる。 以上のことから、イヌワシへの影響を回避するため、本事業の中止を含めた立地の再検討を切に願います。	貴重な情報をいただきありがとうございます。 引き続き、専門家の助言を踏まえつつ、イヌワシを含む希少猛禽類の生息状況の把握に努め、現地調査及びヒアリング等で入手した情報に基づき、本事業の実施に伴う希少猛禽類への影響を適切に予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討して参ります。 <u>イヌワシを含む猛禽類については、専門家の助言を踏まえつつ、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づいて調査、予測及び評価を行い、準備書「第10章 10.1.4 動物」に記載しました。</u>

No.	意見の概要	事業者の見解
15	3. 事業実施判断や専門家のヒアリング体制について ■■■会長である■■■は、本事業地を行動圏に持つイヌワシについて、1999 年より調査を開始し、2004 年以降は毎年生息および繁殖状況把握のための調査を継続している。その調査は、年ごとの繁殖状況、使用巣、土地利用、行動圏に至るまで詳細に及ぶ。計画が報道発表された際には、イヌワシ当該ペアの生息状況把握の説明と、事業は相談しながら進めて頂きたい旨のお願いに貴社(北陸電力株式会社 再生可能エネルギー部)への訪問を行った。また、貴社がヒアリングを行った大学教授と博物館学芸員から「イヌワシについては■■■に聞きに行くように伝えたのでお願いします」と連絡を受けた。しかし、こうした専門家による推薦があったにも関わらず■■■への相談は一切ない。このことは、イヌワシの生息を無視し、対策せず強行に事業遂行しようとする行為にも取られかねない。 このことから、本事業地内に生息する生物の中で最も重要度が高い生物のひとつであるイヌワシについて、今後早急に■■■にヒアリングを実施することを要望する。 ※事業者注記) 上記の■■■は、団体名及び個人名のため、伏字とさせて頂きました。	希少猛禽類の調査方法については、公的機関や大学に属する専門家のご意見を反映し、方法書に記載しております。 現地調査の結果を踏まえた予測・評価の段階において、データの補完が必要となった場合に、ヒアリングさせていただくことを考えています。 <u>イヌワシを含む猛禽類については、専門家の助言を踏まえつつ、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づいて調査、予測及び評価を行い、準備書「第 10 章 10.1.4 動物」に記載しました。</u>

No.	意見の概要	事業者の見解
16	4. ■■■の調査結果(取扱嚴重注意事項にて転載不可)を参考にした事業の再検討 貴社による風況ポール設置後に■■■が独自で行った 2021 年 10 月 28 日の調査では、1 日のみの調査であったにも関わらず、計画地内においてイヌワシの狩りや探餌行動が確認された。また、ノスリやハイタカを中心とする猛禽類の渡りも多数確認された。これらの結果は、■■■が風況ポール設置前に蓄積してきた調査結果と同様であり、風況ポール設置後も大きな変化はないものとする。 よって、添付資料を参考にイヌワシの生息状況をしっかりご認識頂き、事業の中止または、計画地を当地から環境負荷の少ない立地に変更する等、本事業の再検討を強く要望する。 ※事業者注記) 上記の■■■は、団体名のため、伏字とさせていただきます。	貴重な情報をいただきありがとうございます。 準備書以降の手続きにおいて、対象事業実施区域におけるイヌワシの生息状況の把握に努め、現地調査及びヒアリング等で入手した情報に基づき、本事業の実施に伴うイヌワシへの影響を適切に予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討して参ります。 <u>方法書届出以降、環境に配慮した事業計画の検討、関係機関や地元自治体等との協議を踏まえて事業計画の熟度を高めました。</u> <u>準備書の作成にあたっては、方法書段階の対象事業実施区域の東側の一部を動物の重要な種の生息に配慮して除外するなど、対象事業実施区域や改変区域を環境に配慮して削減するように努めました。検討した対象事業実施区域や改変区域等の事業計画は、「第 2 章 2.2 対象事業の内容」に記載しました。</u> <u>イヌワシを含む猛禽類については、専門家の助言を踏まえつつ、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づいて調査、予測及び評価を行い、準備書「第 10 章 10.1.4 動物」に記載しました。</u>

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

表 6.1-1(10) 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

団体C

No.	意見の概要	事業者の見解
17	■■■は、1981年の発足以来、わが国で絶滅の危機にあるイヌワシの調査研究と生息地保全に取り組んでいます。当会の調査研究によって、国内に生息するイヌワシの繁殖成功率が10%台にまで低下していること、既知の生息地から消失してしまったつがい、これまでに120 つがいにのぼること等が明らかとなっています。 富山県内に生息しているイヌワシは、現在5 つがいのみです。当会では、方法書に示された事業実施想定区域が、これら5 つがいのうちの1 つがいのイヌワシ(Aペア)の行動圏と重複していることを確認しています。衝突死をはじめとするイヌワシへの重大な影響が避けられないため、当地における風力発電事業の実施は不適切であると考えています。 1) 事業実施想定区域は、Aペアの重要なハンティング場所です。また、2008年にイヌワシの衝突死が確認された釜石広域ウインドファーム(岩手県)では、衝突した風車と巣の距離は18kmでしたが、Aペアの営巣地はさらに近く、衝突死をはじめとする重大な影響が避けられないと予測されます。 2) Aペアについては、1999年から現在に至るまで、当会の富山地区委員らによる現地調査が継続実施されており、土地利用状況、繁殖状況等についての詳細情報を把握しています。これらは、当該事業のイヌワシへの影響を評価するに十分な資料であり、さらなる調査は不要です。加えて、準備書の手続きにおいて、複数の調査員を投入することは、イヌワシの生活に悪影響を及ぼすとともに、情報管理の徹底も困難であることから、イヌワシの保全上、極めて不適切です。 3) 以上の2点については配慮書への意見としてお伝えしました。また、専門家からも当会に	貴重な情報をいただきありがとうございます。 準備書以降の手続きにおいて、対象事業実施区域におけるイヌワシの生息状況の把握に努め、現地調査及びヒアリング等で入手した情報に基づき、本事業の実施に伴うイヌワシへの影響を適切に予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討して参ります。 <u>方法書届出以降、環境に配慮した事業計画の検討、関係機関や地元自治体等との協議を踏まえて事業計画の熟度を高めました。</u> <u>準備書の作成にあたっては、方法書段階の対象事業実施区域の東側の一部を動物の重要な種の生息に配慮して除外するなど、対象事業実施区域や改変区域を環境に配慮して削減するように努めました。検討した対象事業実施区域や改変区域等の事業計画は、「第2章 2.2 対象事業の内容」に記載しました。</u> <u>イヌワシを含む猛禽類については、専門家の助言を踏まえつつ、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づいて調査、予測及び評価を行い、準備書「第10章 10.1.4 動物」に記載しました。</u>

No.	意見の概要	事業者の見解
17 (続き)	ヒアリングするようにアドバイスがあったにも関わらず、本日まで貴社からの意見照会はなく、希少種の生息に配慮する姿勢がないと言わざるを得ません。 以上より、■■■は、貴社が計画している（仮称）あさひ風力発電事業について、評価書の手続きに進むことなく、中止することを強く求めます。 ※事業者注記）上記の■■■は、団体名のため、伏字とさせていただきます。	

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

表 6.1-1(11) 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

団体D

No.	意見の概要	事業者の見解
18	平素より再生可能エネルギーの普及および環境保全にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。弊会は、国内希少野生動植物種に指定され、近い将来野生下での絶滅が危惧されるイヌワシと社会との共存をはかるため、調査研究及び保全活動を行っています。 さて、「（仮称）あさひ風力発電事業（以下、本事業）環境影響評価方法書」に掲載された一般からの意見（第7章表7.1-2）では、事業実施想定区域周辺のイヌワシの生息状況及び国内外の風力発電機との衝突に関するデータをふまえて、本事業の稼働にともなう新潟・富山両県（以下、両県）に生息するイヌワシ及びイヌワシ個体群に対する脅威が指摘されました。 これに対して貴社は、「事業実施想定区域周辺におけるイヌワシに関する情報の収集に努める。」（第7章、表7.1-2）としつつ、「予測評価を行ったうえで風力発電機の配置計画や改変区域等を検討する。」、「左記の環境配慮を検討することで、重大な環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減される可能性が高い。」（第4章表4.4-1）との見解を示されました。 しかし、予め鳥やコウモリの衝突が報告されている構造の風力発電機を想定し、生息状況の把握を進める段階で対象事業実施区域が設定されたことから、実行可能な範囲内で重大な環境影響の回避又は低減(最小化)が実現できる可能性は、高いとは言えないのではないのでしょうか。また、環境省「鳥類等にかかる風力発電施設立地適正化のための手引き（第2章）」には、「既存資料や地域の野鳥の専門家等への聞き取り等から鳥類生息状況をある程度把握した上で、（候補地を）決定する。」と書かれています。	ご意見、ありがとうございます。 ご意見を踏まえ、準備書以降の手続きにおいて、対象事業実施区域におけるイヌワシの生息状況の把握に努め、現地調査及びヒアリング等で入手した情報に基づき、本事業の実施に伴うイヌワシへの影響を適切に予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討して参ります。 <u>方法書届出以降、環境に配慮した事業計画の検討、関係機関や地元自治体等との協議を踏まえて事業計画の熟度を高めました。</u> <u>準備書の作成にあたっては、方法書段階の対象事業実施区域の東側の一部を動物の重要な種の生息に配慮して除外するなど、対象事業実施区域や改変区域を環境に配慮して削減するように努めました。検討した対象事業実施区域や改変区域等の事業計画は、「第2章 2.2 対象事業の内容」に記載しました。</u> <u>イヌワシを含む猛禽類については、専門家の助言を踏まえつつ、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づいて調査、予測及び評価を行い、準備書「第10章 10.1.4 動物」に記載しました。</u>

No.	意見の概要	事業者の見解
18 (続き)	以上をふまえ、本事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するにあたっては、下記の措置を実施していただきたく要望します。 1. イヌワシの生息状況に詳しい両県の専門家にヒアリング対象者を拡大すること等により、イヌワシの生息状況の把握に努めること。 2. 1 及び現地調査結果に基づいて、イヌワシの生息及びイヌワシ個体群の存続に対する本事業の影響を、できるだけ科学的な方法を用いて予測及び評価すること。予測及び評価の対象は複数の事業実施想定区域とし、それが困難な場合は、鳥衝突の防止が期待できる構造の風力発電機を含む複数の機種とすること。 3. 以後の手続きは、対象事業実施区域又は風力発電機の変更等により、イヌワシの生息及びイヌワシ個体群の存続に対する影響が回避又は低減（最小化）できる場合とすること。 なお、複数の国内メーカーにより、出力規模が小さいものの風況の変化に影響されにくく、鳥衝突の防止が期待される構造の風力発電機が開発されています。貴社におかれましては、このような風力発電機の採用又は開発も視野に入れて、イヌワシの貴重な繁殖地である北陸地方にふさわしい風力発電事業を展開されることを期待します。	

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

表 6.1-1(12) 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

富山県在住H氏

No.	意見の概要	事業者の見解
19	①トキ、コウノトリについて 自然復帰のため放鳥され、富山県内にも飛来するトキ、コウノトリについて、調査対象とされていないようですが、トキは新潟県から富山県へ、コウノトリは富山県から新潟県へ、対象地域を通して移動している可能性があります。 飛来数は少ないとはいえ、バードストライクなどの被害があれば、貴重な個体が失われることになります。また、2年ほどではなく長期調査が必要だと思いますがいかがでしょうか。	渡り鳥の調査計画については「鳥類等に関する風力発電施設立地最適化のための手引き」（環境省、平成27年）に準拠し設定しております。
20	②海域の野鳥調査について 朝日小川ダムは、冬期のカモ類(特にマガモ)数千羽が集結している場所です。一方、冬期、朝日町と入善町の海岸部は、マガモなどが多く観察されています。したがって冬期間、当該地域を通して、朝日小川ダムと海岸部を南北方向にマガモなどが行き来している可能性があります。海域の野鳥調査はやらないことになっていますが、冬期の海岸部の調査は必要と考えますがいかがでしょうか。	マガモを含むカモ類の海岸部の移動経路につきましては、方法書にお示しした渡り鳥の調査手法により把握できるものと考えております。 <u>カモ類を含む鳥類については、専門家の助言を踏まえつつ、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づいて調査、予測及び評価を行い、準備書「第10章 10.1.4 動物」に記載しました。</u>
21	③アセスメント調査における野鳥への影響について 猛禽類を対象にした調査を行う場合、調査地点、調査日数を増やさないと正確な生息状況を把握できないと思います。また、数シーズン程度では不十分で、準備段階を含めかなり長期の調査が必要と考えます。一方で、野鳥が、調査自体を大きなストレスと感じ、繁殖をやめたり、本来の生息地を放棄することは十分考えられます。 猛禽類の調査自体が上記の矛盾をはらんでいますので、経験豊富な調査員が、十分な準備を行い、野鳥の反応を見極めながらの慎重な調査を長年にわたって行うことが必要だと思います。高度な調査であり、予定の調査期間では不十分と考えます。	クマタカを含む希少猛禽類を対象とした現地調査は、「猛禽類調査の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）等に基づき、2営巣期の調査を実施いたします。 調査にあたっては猛禽類の生態を熟知した調査員が現地調査に従事しており、調査による繁殖活動への影響が生じない様に調査地点、観察方法などを配慮して調査を進めております。 <u>クマタカを含む猛禽類については、専門家の助言を踏まえつつ、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づいて調査、予測及び評価を行い、準備書「第10章 10.1.4 動物、10.1.6 生態系」に記載しました。</u>

No.	意見の概要	事業者の見解
22	④野鳥 コアジサシについて コアジサシは、環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類指定であり、富山県レッドデータブック絶滅危惧Ⅰ類、新潟県レッドデータブックでは準絶滅危惧となっています。また、黒部川河口が富山県内の数少ない繁殖地となっています。 日本海側のコアジサシの渡りの経路は未解明ですが、海岸沿いに移動し、当該地域を通過して、新潟県へ移動していることは十分考えられます。隣県である新潟県での繁殖への影響を含めた調査が必要と考えますがいかがでしょうか。	コアジサシ等の渡り経路につきましては、方法書にお示しした一般鳥類の調査手法により把握できるものと考えております。 <u>コアジサシ等の鳥類の重要な種及び渡り鳥については、専門家の助言を踏まえつつ、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づいて調査、予測及び評価を行い、準備書「第10章 10.1.4 動物」に記載しました。</u>
23	⑤野鳥 レーダー調査について レーダー調査の目的は、夜間の渡り鳥の数的把握と思いますが、発展途上の調査方法と思われますので、調査方法の妥当性を十分に検討する必要があると思います。予定の調査期間の調査回数では、無理だと思いますがいかがでしょうか。	レーダー調査は実績のある手法であり、対象事業実施区域における渡り鳥の個体数、飛翔高度を把握できると考えております。 <u>レーダー調査は、夜間に渡る鳥類を対象としています。対象事業実施区域周辺における主な渡りルートは、環境省の環境アセスメントデータベース（センシティビティマップ）においては、日本列島に沿った（海岸線に沿った）ルートとされています。</u> <u>今回のレーダー調査は、当地の海岸線の方向を考慮し、東西方向の渡りを対象としました。</u> <u>なお、マガモ等のカモ類の渡りは、日中に行われることから、定点調査（春渡り期、秋渡り期）において、目視により調査しています。</u> <u>その結果を準備書「第10章 10.1.4 動物」に記載しました。</u>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

表 6.1-1(13) 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

富山県在住 I 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
24	・クマタカは寿命が長く、一夫一妻制をとり、周年同じ地域に生息するため、工事により繁殖機会が失われた場合、地域の生態系に及ぼす影響は極めて大きい。クマタカは必ずしも毎年繁殖を行うものではないことが知られており、長いものだとクマタカの繁殖は2～3年間隔になることが多いとする記載も見受けられる。また、調査員の接近などで繁殖が放棄された場合、正しく繁殖状況を把握できないおそれがある。調査は繁殖を妨げないよう、十分留意の上、繁殖間隔を十分カバーする数年間は継続して行うべきである。 ・野鳥生息調査においては、近年保全対象種・調査員双方への負荷を軽減する技術として、音声データを活用する手法が取り入れられていることから、この手法による調査も実施すべきである。 以上、野鳥愛好家の一人として意見するが、多くの野鳥愛好家は再生可能エネルギーの導入について理解を示すものであり、その立地や手法が適切である限り、何ら反対する理由はない。本計画については、20年以上にわたり野鳥観察の場として愛されてきた環境を根本から破壊しかねない脅威をはらんでおり、この地で野鳥観察を続けてきた愛好家たちを大いに悩ませている。長年にわたり地域の電力事情を支えてきた御社への厚い信頼を損なうことが無いよう、慎重な取り扱いを切にお願いしたい。	ご意見ありがとうございます。 クマタカを含む希少猛禽類を対象とした現地調査は、「猛禽類調査の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）等に基づき、2営巣期の調査を実施いたします。 鳥類等の調査方法については、公的機関や大学に属する専門家のご意見を反映し、方法書に記載しております。 調査にあたっては、猛禽類の生態を熟知した調査員が現地調査に従事しており、調査による繁殖活動への影響が生じない様に調査地点、観察方法などを配慮して調査を進めております。 引き続き、専門家からの助言を踏まえつつ、クマタカを含む希少猛禽類の繁殖・生息状況を出来る限り把握したうえで、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。 長年にわたり北陸地域のみなさまのご理解のもと事業活動を営んできた電力会社として、責任をもって、環境影響評価の手続き、事業化検討を進めて参ります。 <u>クマタカを含む猛禽類については、専門家の助言を踏まえつつ、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づいて調査、予測及び評価を行い、準備書「第10章 10.1.4 動物、10.1.6 生態系」に記載しました。</u> <u>なお、猛禽類の生態を熟知した調査員が現地調査に従事し、調査による繁殖活動への影響が生じない様に調査地点、観察方法などを配慮して調査を行いました。</u>

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

6.2 方法書についての県知事等の意見及び事業者の見解

6.2.1 方法書についての富山県知事の意見及び事業者の見解

方法書について富山県知事の意見及びこれに対する事業者の見解は以下のとおりである。

表 6.2-1(1) 方法書についての富山県知事の意見及び事業者の見解

No.	知事意見の内容	事業者の見解
1	1 全体的事項 (1) 環境影響評価を行う過程において、周辺状況変化や事業計画の具体化等に伴い、調査、予測及び評価の項目や手法の選定に影響を及ぼす新たな事情が生じたときは、必要に応じて項目の追加や手法の見直しを行うこと。 また、具体化した工事箇所や風力発電機の設置位置に基づき、複数の発電機からの複合的な影響や住宅との位置関係、地形の影響等を十分に考慮したうえで、必要に応じて調査地点の見直しを行うこと。	環境影響評価を行う過程において、項目の追加（陸産貝類調査の追加）、手法の見直し（道路交通騒音の予測モデルを最新のモデルに更新等）、調査地点の見直し（地元調整及び事業計画の変更にあわせ、道路交通騒音・振動、環境騒音、土質、景観等の調査位置変更）を行いました。 その結果を「第8章 8.2 調査、予測及び評価の手法の選定」に記載しました。
2	(2) 対象事業実施区域は、朝日県立自然公園第3種特別地域内であり、優れた自然の風景地として景観上保護を要するとともに、生物多様性の確保に寄与する地域であることから、適切に環境影響に係る調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずることにより、影響を回避または極力低減すること。 重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び風力発電機の基数削減を含む事業計画の見直しを行うこと。	対象事業実施区域は、朝日県立自然公園第3種特別地域内であり、優れた自然の風景地として景観上保護を要するとともに、生物多様性の確保に寄与する地域であることから、事業計画の熟度を高めて対象事業実施区域の見直し（縮小）を行うとともに、環境影響に係る調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討しました。 その結果を「第10章 環境影響評価の結果」に記載しました。
3	(3) 環境影響評価の実施にあたっては、最新のデータや先行事例等の知見の集積、各分野の専門家からの意見聴取に努め、調査、予測及び評価に適切に反映すること。	環境影響評価の実施にあたっては、最新のデータや先行事例等の知見の集積、各分野の専門家からの意見聴取に努め、調査、予測及び評価に適切に反映しました。

表 6.2-1 (2) 方法書についての富山県知事の意見及び事業者の見解

No.	知事意見の内容	事業者の見解
4	(4) 環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。	環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにしました。 その結果を「第 10 章 10.2 環境の保全のための措置」に記載しました。
5	(5) 環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の作成にあたっては、方法書に対する地域住民等の懸念や意見に十分に配慮すること。 また、今後の手続きにあたっては、事業計画及び事業が環境に及ぼす影響について、地域住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明などにより、理解の促進に努めること。	環境影響評価準備書の作成にあたっては、方法書に対する地域住民等の懸念や意見、定期的開催した地元地区向け説明会での意見、要望に十分に配慮しました。 また、準備書以降の手続きにあたっては、事業計画及び事業が環境に及ぼす影響について、引き続き地域住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明などにより、理解の促進に努めます。
6	2 事業計画に関する事項 (1) 準備書においては、本事業における風力発電機の設置位置、出力、基数のほか、付帯設備の位置、植生の改変範囲、盛土・切土の位置等の工事の計画を含む事業計画を明らかにしたうえで、調査、予測、評価の結果を記載すること。	準備書においては、本事業における風力発電機の設置位置、出力、基数のほか、付帯設備の位置、植生の改変範囲、盛土・切土の位置等の工事の計画を含む事業計画を明らかにした上で、環境影響の予測及び評価を行いました。 事業計画の内容は「第 2 章 2.2 対象事業の内容」に、その結果を踏まえた調査、予測及び評価の結果は「第 10 章 10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に記載しました。
7	(2) 開発行為による雨水等の流出増対策及び水質汚濁防止対策について、関係機関と十分協議するとともに、第 5 種共同漁業権が設定されている笹川の漁業権者に対し事業内容等の説明を行うこと。	開発行為による雨水等の流出増対策及び水質汚濁防止対策について、関係機関と十分協議するとともに、第 5 種共同漁業権が設定されている笹川の漁業権者に対し、事業内容等の説明を行います。
8	(3) 対象事業実施区域及びその周囲には土砂流出防備保安林、砂防指定地等が存在することから、関係機関と十分協議するとともに、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避し、土地の改変を可能な限り抑制するなどの十分な検討を行うこと。	対象事業実施区域及びその周囲には土砂流出防備保安林、砂防指定地等が存在することから、関係機関と十分協議するとともに、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避し、土地の改変を可能な限り抑制するなどの十分な検討を行いました。 事業計画の内容は「第 2 章 2.2 対象事業の内容」に記載しました。

表 6.2-1 (3) 方法書についての富山県知事の見解及び事業者の見解

No.	知事意見の内容	事業者の見解
9	3 環境影響評価の調査、予測及び評価に関する事項 (1) 騒音・低周波音・振動 ア 施設の稼働による騒音・低周波騒音・振動については、既存の風力発電事業における調査結果等を収集・活用するなど、最新の知見に基づく適切な予測・評価の実施に努めること。	風力発電機から発生する騒音データについては、公表資料が少なく、機種が異なると音響特性も異なることから、風力発電機メーカーから本事業の候補機種の騒音に係る最新データを入手した上で、環境影響の予測及び評価を行いました。 その結果を「第 10 章 10.1.1 大気環境」に記載しました。
10	イ 予測、評価前に可能な限り風力発電機の機種を絞り込み、候補機種の騒音データ (FFT 分析・1/3 オクターブバンド分析の結果、振幅変調音・純音成分の測定結果純音性可聴度データ等) を収集したうえで環境影響を回避又は低減できるよう評価を行うこと。 また、予測結果については、予測条件を示すとともに、コンター図等で分かりやすく示すこと。	風力発電機メーカーから本事業で設置予定の候補機種の騒音に係る最新データを入手した上で、環境影響の予測及び評価を行いました。予測結果については、予測条件を示すとともに、コンター図等で分かりやすく記載しました。 その結果を「第 10 章 10.1.1 大気環境」に記載しました。
11	ウ 調査地点の沿道 02 は高速道路に近いこと、同一走行ルート上で高速道路から離れたより住宅地域に近い地点に、道路交通騒音の予測、評価地点の追加を検討すること。 また、休日及び夜間も工事及び工事用資材等の搬出入を行うのであれば、休日及び夜間の調査の実施について検討すること。	調査地点の沿道 02 については、周辺における道路工事の実施及び高速道路に近いことを考慮し、住宅地域に近い地点へ変更を行いました。 また、休日及び夜間における工事及び工事用資材等の搬出入は行わない計画のため、休日及び夜間の調査は実施していません。
12	エ 騒音は、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省 令和 2 年 11 月)を踏まえ、等価騒音レベルだけでなく、90%レンジ上端値についても調査、予測、評価を行うこと。	本事業の風力発電所には敷地境界の概念がないこと、騒音規制法に基づく指定区域が定められていないこと等から、建設機械の稼働に伴う騒音は民家側において評価することとし、環境基準に用いられている等価騒音レベル (L_{Aeq}) で環境影響の調査、予測及び評価を行いました。 なお、対象事業実施区域の周囲における調査地点は、「騒音に係る環境基準について」に類型指定された地域ではありませんが、工事により長期間にわたる影響が懸念されると判断し、A 及び B 類型の基準をみなし基準として評価を行いました。 その結果を「第 10 章 10.1.1 大気環境」に記載しました。

表 6.2-1(4) 方法書についての富山県知事の意見及び事業者の見解

No.	知事意見の内容	事業者の見解
13	(2) 水質 樹木の伐採や土砂の移動などの工事に伴う水の濁りについては、下流の沿岸海域(藻場等)への影響を含めて適切に予測・評価し、必要な環境保全措置を検討すること。 また、降雨時の水質の現地調査については、季節や降雨による変動を考慮し、調査頻度や測定回数を増やして状況を把握すること。	樹木の伐採や土砂の移動などの工事に伴う水の濁りについては、下流の沿岸海域(藻場等)への影響を含めて方法書記載の上流側地点で環境影響の予測及び評価を行いました。 また、降雨時の水質の現地調査については、季節や降雨による変動を考慮し、梅雨期の平均的な降雨時よりも流量(出水規模)が大きくなる可能性が高いと考えられる春季の降雨時(雪解け増水時)と秋季の降雨時に、各6回の測定を行いました。なお、台風期については、年度間の変動や進路による影響が大きく、また、短時間で急激な増水等が生じやすく、採水作業の安全確保の観点から、実施が難しいと判断しました。 その結果を「第10章 10.1.2 水環境」に記載しました。
14	(3) 重要な地形及び地質 対象事業実施区域には、「富山県自然環境指針」において保全を要する地形及び地質である「親不知断層」、「黒菱山断層」及び「笹川上流」が存在することから、専門家の助言を受け、必要な調査、予測及び評価を行い、こうした優れた地形を損なうことがないよう環境保全措置の実施を検討すること。	風力発電設備の配置等の検討に当たっては、優れた地形を損なうことがないよう、専門家の助言を受けた上で、環境影響の予測及び評価を行いました。 その結果を「第10章 10.1.3. その他の環境(重要な地形及び地質)」に記載しました。
15	(4) 動物・植物・生態系 ア 動物(鳥類、コウモリ除く)の調査回数・調査日数や1日あたりの調査時間については、気象状況や気候、調査時間帯等を十分考慮しつつ、専門家等の助言を得て、的確な予測及び評価に必要な調査量を確保すること。 特に、哺乳類の自動撮影調査は、季節による動物の移動等を十分に把握できるように、より長期間の調査の実施について検討すること。	動物の調査、特に哺乳類の自動撮影調査に当たっては、的確な予測及び評価に必要な調査量を確保できるよう、専門家の助言を受けた上で、調査を実施しました。

表 6.2-1 (5) 方法書についての富山県知事の意見及び事業者の見解

No.	知事意見の内容	事業者の見解
16	イ 対象事業実施区域及びその周辺は、イヌワシ、クマタカ等の希少な猛禽類やクビワコウモリ等の希少なコウモリ類の生息が確認されているほか、渡りを行うノスリや希少猛禽類のサシバ、ハチクマ等の移動が確認され多くの渡り鳥の経路となっている可能性がある。 施設の稼働によるバードストライク、バットストライクや生態系への影響が懸念されることから、地域の実態に詳しい専門家の助言や既存事例、国内外の最新の知見を踏まえて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずることにより、施設の稼働による影響を回避又は極力低減すること。 鳥類の繁殖や渡りの時期は気象条件等により変化するため、専門家の助言を得て、繁殖期及び渡り等の時期を確実に把握できるよう十分な調査期間及び回数を確保すること。 なお、調査にあたっては、繁殖期において営巣に支障を与えることがないよう配慮すること。	コウモリ類及び鳥類の現地調査については、専門家の意見及び、既存事例を踏まえ重要な種または渡り鳥の状況を把握できるように、生態に熟知した調査員が十分な調査期間、調査回数で実施し、影響の予測及び評価を行いました。 コウモリ類、鳥類のバードストライクや移動阻害の対策検討に当たっては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 27 年 9 月環境省）や「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」（令和 4 年 8 月環境省）に加えて、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（令和 6 年 6 月環境省）などの最新の知見も踏まえ、専門家の助言を受けた上で、必要な処置を講じることとしました。 なお、現地調査の実施にあたり、営巣活動への支障とならないように配慮しながら実施しました。
17	ウ 鳥類のバードストライクや移動経路の阻害については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 27 年 9 月環境省）のほか、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」（令和 4 年 8 月環境省）などを踏まえた環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。 また、バードストライクの予測には不確実性が伴うと考えられることから、事後調査による継続的な評価・検証を行い、随時、必要な措置を講じること。	鳥類のバードストライクや移動阻害の対策検討に当たっては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 27 年 9 月環境省）や「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」（令和 4 年 8 月環境省）に加えて、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（令和 6 年 6 月環境省）などの最新の知見をも踏まえ、専門家の助言を受けた上で、必要な処置を講じることとしました。 その結果を「第 10 章 10.1.4. 動物」及び「第 10 章 10.1.6. 生態系」に記載しました。
18	エ 周辺地域の文献調査で生息が確認されている希少な「陸産貝類」について、専門家等の意見を踏まえて、現地調査の実施について検討し、影響の予測及び評価を行うこと。	「陸産貝類」を追加することとし、専門家の助言を踏まえて、現地調査、予測及び評価を行いました。 その結果を「第 10 章 10.1.4. 動物」に記載しました。

表 6.2-1 (6) 方法書についての富山県知事の意見及び事業者の見解

No.	知事意見の内容	事業者の見解
19	オ 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い群落(アカマツ群落ほか)が存在しており、植生及び生態系の保全の重要性が高い地域と考えられることから、専門家の助言を得て、事業実施による影響について適切に調査、予測及び評価すること。 重要な種及び重要な群落が発見された場合は、その周辺も追加調査するとともに、環境保全措置の検討にあたっては、重要な種及び重要な群落が発見された地点及びその周辺を事業実施に係る土地の改変区域から除外するなど、影響を回避又は極力低減すること。	専門家の助言を得て実施した現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺で、植生自然度の高い群落として、ツルヨシ群集が確認されましたが、影響予測の結果、改変等の影響はないことを確認しました。なお、伐採を伴う土地の改変等は可能な限り最小とし、環境影響の低減に努めます。
20	カ 生態系に係る注目種として「クマタカ」のみを選定しているが、対象事業実施区域及びその周辺に生息が確認されている「イヌワシ」はより希少性が高く生態系の変化に係る影響を大きく受けるため、「イヌワシ」についても選定し、詳細な調査を行うこと。	クマタカ、イヌワシ等希少猛禽類の現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺ではクマタカの複数つがいの生息を確認しております。一方、イヌワシについては、調査期間を通して観察頻度が高くないことから、事業実施区域周辺を主要な生息場として利用していないと考えられます。 また、生態系の上位性の注目種選定については、対象事業実施区域及びその周囲の生態系において食物連鎖の上位に位置し、周年生息が確認できること、対象事業実施区域及びその周囲を繁殖地、採食地等の主要な生息地としていること等を基準としています。 この基準及び現地調査結果を基に選定した結果、条件項目に最もよく適合したクマタカを、上位性注目種に選定しました。

表 6.2-1(7) 方法書についての富山県知事の意見及び事業者の見解

No.	知事意見の内容	事業者の見解
21	キ 工事に伴う土地の改変について、可能な限り最小の範囲に限定するとともに、外来植物の侵入や猛禽類の誘引を防ぐために必要な対策の実施を検討すること。 特に、改変予定の範囲については、詳細な植生調査を実施するとともに、希少な両生類など動物相の十分な把握に努めること。 また、事後調査による植生の変化の継続的な評価・検証を行い、必要に応じて対策を講じること。	土地の改変は可能な限り最小の範囲に限定し、緑化材に在来植物を極力選定する、施工時に車両のタイヤ洗浄等の拡散防止策を実施する等、外来植物の侵入や猛禽類の誘引を防ぐために必要な対策の実施を検討致します。 改変予定の範囲については、詳細な植生調査及び希少な両生類などの調査を実施し、希少な両生類の生息状況を把握しました。 また、事後調査により植生変化について評価・検証を行い、必要に応じた対策を講じます。
22	ク 機材や工事車両等の移動に伴い、特定外来生物が持ち込まれる可能性があることから、特定外来生物のモニタリングを行い、発見された場合には速やかに防除できる体制を構築するなど、外来生物による生態系への被害を防止するための措置を検討すること。	工事期間中に特定外来生物が確認された場合には速やかに防除できる体制を構築するなど、外来生物による生態系への被害を防止するための措置を検討します。 なお、特定外来生物の発生の判断は、工事関係者に特定外来生物の情報を共有、注意喚起することで、早期の発見、対策に努めます。
23	ケ 対象事業実施区域（既設道路拡幅区域を含む）において、希少な野生生物が確認された場合には、専門家の助言を得て必要な環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。	対象事業実施区域（既設道路拡幅区域を含む）において、希少な野生生物が確認されたことから、専門家の助言を得て必要な環境保全措置を検討しました。 その結果を「第 10 章 10.1.5 植物」に記載しました。
24	コ 準備書の作成にあたっては、希少野生生物の生息・生育状況等を記載する際、営巣地を明らかにしないなど、保護の観点に十分配慮すること。	準備書の作成にあたっては、希少野生生物の保護の観点から、営巣地や生育地を図面で表示しないなどの配慮を行いました。
25	(5) 景観 ア 風力発電機の設置位置の具体化等に伴い、可視可能領域の範囲に変化が生じた場合には、景観の調査地点として選定しない「烏帽子山」等の施設について調査地点への追加を検討すること。	風力発電機の設置位置の具体化等に伴い、方法書段階から可視可能領域は縮小しました。 烏帽子山を現地確認した結果、山頂までの歩道はなく、また烏帽子山周辺に展望を目的とした場所や施設も確認できなかったことから、景観の調査地点として選定しませんでした。 また、烏帽子山から約 1.5km 離れた場所に、烏帽子山林道展望台がありますが、風力発電機の諸元や設置位置を具体化して可視領域を検討した結果、可視領域外であったことから、景観の調査地点として選定しませんでした。 その結果を準備書「第 8 章 8.2 調査、予測及び評価の手法の選定」に記載しました。

表 6.2-1 (8) 方法書についての富山県知事の意見及び事業者の見解

No.	知事意見の内容	事業者の見解
26	イ 風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(平成 25 年 3 月環境省)を参照し、客観的な予測及び評価を行うこと。	風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(平成 25 年 3 月環境省)を参照した上で、環境影響の予測及び評価を行いました。 その結果を準備書「第 10 章 10.1.7 景観」に記載しました。
27	(6) 人と自然との触れ合いの活動の場 人と自然との触れ合いの活動の場について、関係機関や地域住民及び利用者から広く情報を収集し、適切に調査、予測及び評価を行い、事業の実施に伴う影響を回避または極力低減すること。 特に、既設道路拡幅区域と一部重なる「中部北陸自然歩道 城山と七重滝をめぐるみち」ルートと、対象事業実施区域内の林道を通して利用する「烏帽子山林道展望台」について、工事の実施による利用者への影響が懸念されることから、慎重に予測・評価を行うこと。	人と自然との触れ合いの活動の場について、関係機関や地域住民及び利用者から広く情報を収集した上で、環境影響の調査、予測及び評価を行いました。 既設道路拡幅区域と一部重なる「中部北陸自然歩道 城山と七重滝をめぐるみち」ルートについては、方法書に記載のとおり調査、予測及び評価を行いました。また、ご意見を踏まえ、対象事業実施区域内の林道を通して利用する「烏帽子山林道展望台」についても、環境影響の調査、予測及び評価を行いました。 その結果を準備書「第 10 章 10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場」に記載しました。 なお、林道の拡幅工事中は、片側交互通行等の交通規制により、可能な限り通行止めを行わず、交通への影響の低減に努めることから、環境影響評価の項目として造成等の施工による一時的な影響は選定しませんでした。
28	(7) 廃棄物等 工事に伴う残土の発生量を可能な限り抑制するとともに、対象事業実施区域内への残土置場の設置については、安全性の確保のほか、粉じんや水の濁りの発生、外来植物の侵入防止や猛禽類の誘引防止など、環境への影響を極力回避・低減するための措置を検討すること。	事業計画の検討にあたっては、工事に伴う残土の発生量を可能な限り抑制する計画としました。 残土は、安全性を確保した上で、対象事業実施区域内の土捨て場の造成等に使用し、原則として対象事業実施区域外への搬出は行わない計画としました。 また、粉じんや水の濁りの発生、外来植物の侵入防止や猛禽類の誘引防止など、環境への影響を極力回避・低減するための環境保全措置を検討し、「第 10 章 10.1.9 廃棄物等」に記載しました。

(白紙のページ)